

島根県がん検診精密検査実施機関登録事業 実施要領

1 目的

精密検査の精度管理を進めるとともに、精密検査対象者に対して、精密検査実施機関（以下、「実施機関」という）の情報提供を行うことで、精密検査を受けやすい体制を整えることを目的に、精密検査の実施基準の統一化と、それに基づく実施機関の登録を行う。

2 実施主体

島根県（以下「県」という。）

3 用語の定義

この要領における、がん検診とは、市町村が実施する「胃がん」「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮がん」検診とする。

4 実施内容

（1）実施基準の設定

生活習慣病検診管理指導協議会各がん部会（がん検診の精度管理を目的として県が設置）において、がん検診の精密検査実施基準を設定する。
実施基準は別紙のとおりとする。

（2）実施機関の登録

医療機関は、精密検査実施基準を踏まえ、実施機関として登録を希望する場合は様式1により、県に届出をする。

（3）実施機関の情報整理と情報発信

県は届出のあった医療機関名簿を作成し、その情報を、市町村や県民に幅広く情報発信する。

（4）登録の更新

登録の更新は原則3年に1回実施することとし、更新手続きは（2）に準じて行うものとする。

なお、実施機関は、届出の内容に変更があった場合は、速やかに県に連絡するものとする。

（5）登録の辞退

実施機関が本事業の登録を辞退したい場合は、様式2により県へ届出をする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要領は、平成21年12月22日から施行する。

この実施要領は、令和5年2月22日から施行する。